

年 月 日

要介護認定等に係る個人情報外部提供申請書

福 山 市 長 様

要介護認定等に係る個人情報外部提供取扱要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請をします。
私は裏面の外部提供の対象者に該当する者であり、本申請に係る資料の外部提供を受けた際には、裏面の遵守事項を守り、私の責任で適正に管理することを約します。

(申 請 者)

事業 者 名 称 (法人名等) 代表者職・名前	
住 所 又 は 所 在 地	

(事 業 所 情 報)

事 業 所 名										
住 所 又 は 所 在 地	(〒)									
登 録 電 話 番 号	() —									
事 業 所 番 号										

※指定居宅介護支援事業所において、指定介護予防支援事業所の指定も受けている場合



- ・下欄に指定介護予防支援事業所の事業所番号を記入してください。
- ・指定介護予防支援事業所の事業所番号が居宅介護支援事業所の事業所番号と同番号の場合も記入してください。

指定介護予防支援事業所 の事業所番号										
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供を受けようとする個人情報の項 目	資料受取被保険者一覧表（別記様式第 4 号）に列記された者の要介護認定等に係る個人情報（認定調査票、主治医意見書をいう。）の全部又は一部
提供を受けようとする 目 的	(1) 被保険者本人の心身の状態、環境等の状況に応じた介護保険サービスに係る計画の作成 (2) 介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成 (3) 地域ケア会議における個別事例の検討 (4) その他市長が適当と認める利用目的
提供を受けようとする 年 度	年度

(裏面)

【要介護認定等に係る個人情報の外部提供の対象者】

外部提供は、次に掲げる者に対し行うものとする。

- (1) 被保険者本人（以下「本人」という。）とサービス提供に係る契約を締結している指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（本人が当該これらの事業者人居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼することを市に届け出ている場合に限る。）
- (2) 本人と介護予防支援の提供に係る契約を締結している指定介護予防支援事業者（本人が当該指定介護予防支援事業者に介護予防サービス計画の作成を依頼することを市に届け出ている場合に限る。）から、当該介護予防支援の提供に係る委託を受けた指定居宅介護支援事業者
- (3) 本人とサービス提供に係る契約を締結している指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業者、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設
- (4) 本人と介護予防ケアマネジメントの提供に係る契約を締結している地域包括支援センター（本人が当該地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメントを依頼することを市に届け出ている場合に限る。）
- (5) 本人とサービス提供に係る契約を締結することを予定している事業者で、表面「提供を受けようとする目的」に掲げる利用目的を達成するために契約締結前に外部提供を受ける必要があるもの
- (6) その他市長が適当と認める事業者

【要介護認定等に係る個人情報の外部提供を受けた者の遵守事項】

外部提供を受けた者は、次に掲げる事項に従うものとする。

- (1) 外部提供を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、イ及びウについては、外部提供を受けた者が、サービス担当者会議又は地域ケア会議に資料を提供する理由で本人同意を得ている場合は、この限りでない。
 - ア 提供を受けた資料（以下「提供資料」という。）に係る本人又は本人の親族の情報その他の個人情報を、表面「提供を受けようとする目的」に掲げる利用目的以外のために使用しないこと。
 - イ 提供資料の内容を他に漏らさないこと、又は提供資料を他に提供し、若しくは閲覧させないこと。
 - ウ 提供資料を複製し、又は複製しないこと。
 - エ 提供資料を責任を持って厳重に管理し、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止し、適正な保管に努めるとともに、提供資料について改ざん、滅失、毀損その他の事故が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。
 - オ 本人とサービス提供に係る契約が終了した場合その他提供資料を保有する必要がなくなった場合は、速やかに当該提供資料を責任を持って裁断等により廃棄すること。
 - カ 本市から立入調査の要請があったとき、又は提供資料の提示、提出若しくは返還を求められたときは、これに応じること。
 - キ 資料の提供を受けた者の従業者又は従業者であった者が、アからカまでに掲げる事項を遵守するよう必要な措置を講じること。
 - ク 提供資料の利用に関して疑義が生じた場合又は定めのない事項が生じた場合は、市長の指示に従うこと。
- (2) (1)のただし書の規定にかかわらず、主治医意見書については、本人（家族等の介護者を含む。）に対して告知していない傷病名等が記載されている場合があり、診療上支障が生じる可能性があるため、その取扱いについては慎重を期することとし、サービス担当者会議又は地域ケア会議に資料を提供する場合であっても、本人（家族等の介護者を含む。）へ資料を提供する場合は、主治医に提供の可否を確認することとする。また、認定調査票についても本人（家族等の介護者を含む。）に対して告知していない傷病名等が記載されている場合があるため、その取扱いについては慎重を期することとする。
- (3) 市長は、外部提供を受けた者が(1)の規定に違反したときは、当該外部提供を受けた者に対して、以後の資料の提供を行わないことができる。

【資料の受取の際の注意事項】 ※必ずお読みください。

- (1) 資料の受取は、介護サービス計画の作成を担当する者に限ります
- (2) 資料の受取時は、アからエの書類を窓口で提示してください。
 - ア 個人情報外部提供決定通知書（別記様式第2号）の写し
 - イ 運転免許証等顔写真入りの公的な本人確認書類（介護支援専門員証を含む。）
 - ウ 事業所所属が確認できる書類（名札等）
 - エ 介護サービス計画作成担当者を示す書類（介護支援専門員の場合は介護支援専門員証を、介護支援専門員以外の場合は職種が分かる書類（名刺等））
- (3) 次のいずれかに該当するときは、それぞれアからオまでに定める書類を提出してください。
 - ア 上記対象者(2) 本人に係る指定介護予防支援事業者との介護予防支援に係る委託契約書の写しの提出
 - イ 上記対象者(3) 上記対象者(3)に規定する契約に係る契約書の写しの提出
 - ウ 上記対象者(5) 同意書（別記様式第5号）の提出
 - エ 上記対象者(6) 本人とサービス提供に係る契約を締結していることが分かる書類又は同意書（別記様式第5号）
 - オ 地域ケア会議における個別事例の検討に利用する者 資料受取被保険者一覧表（別記様式第4号）に利用目的を朱書きの上、同意書（別記様式第5号）を提出